



## 旧別表六（六）の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告法人が平成18年改正前の措置法（以下「平成18年旧措置法」といいます。）第42条の4第1項（試験研究費の増加額に係る法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「試験研究費の額1」には、当期の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額を記載します。

なお、試験研究費に充てるために他の者（その法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含みます。）から支払を受ける金額がある場合には、その支払を受ける金額を控除した金額を記載します。
- 3 「比較試験研究費の額(17) ÷ (3又は事業年度若しくは連結事業年度の数) 3」は、適用年度の開始の日前5年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度の数が3に満たない場合には「3又は」を消し、その各事業年度又は各連結事業年度の数が3以上の場合には「又は事業年度若しくは連結事業年度の数」を消して記載します。
- 4 「 $\frac{\text{当該事業年度の月数}}{\text{(12)の事業年度の月数又は連結事業年度の月数}}$  14」の分子には、当期の月数を、分母には、「12」の事業年度又は連結事業年度の月数をそれぞれ記載します。

なお、月数は暦にしたがって計算し、1月に満たない端数は1月とします。
- 5 「特別試験研究費の内容19」には、当期の試験研究費の額のうち平成18年旧措置法第42条の4第12項第5号に掲げる特別試験研究費の額がある場合に、その特別試験研究費の内容を記載します。

なお、この場合に、その特別試験研究費の額が平成18年改正前の措置法令第27条の4第11項第1号、第2号又は第5号（特別な試験研究）に掲げる試験研究に係るものであるときには、平成18年改正前の措置法規則第20条第1項又は第5項及び第6項（試験研究費の額が増加した場合等の法人税額の特別控除に係る証明等）に定めるところにより、所定の証明書の添付が必要とされますので御注意ください。